

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5327789号
(P5327789)

(45) 発行日 平成25年10月30日(2013.10.30)

(24) 登録日 平成25年8月2日(2013.8.2)

(51) Int. Cl.		F I	
B 6 5 D	47/06	(2006.01)	B 6 5 D 47/06 X
B 6 5 D	77/20	(2006.01)	B 6 5 D 77/20 Z
B 6 5 D	77/28	(2006.01)	B 6 5 D 77/28
B 6 5 D	53/04	(2006.01)	B 6 5 D 53/04 Z

請求項の数 5 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2008-279888 (P2008-279888)	(73) 特許権者	000006909
(22) 出願日	平成20年10月30日(2008.10.30)		株式会社吉野工業所
(65) 公開番号	特開2010-105697 (P2010-105697A)		東京都江東区大島3丁目2番6号
(43) 公開日	平成22年5月13日(2010.5.13)	(74) 代理人	100113169
審査請求日	平成23年4月26日(2011.4.26)		弁理士 今岡 憲
		(72) 発明者	角田 義幸
			東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会 社吉野工業所内
		審査官	長谷川 一郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 飲料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

カップ状の容器本体 (A) と、容器本体 (A) の頂面に周縁部を固着して容器本体 (A) の上端開口を閉塞するとともに、少なくとも一部分をストロー (D) による押圧穿孔が可能に構成した平板状の蓋板 (B) とを備えた飲料容器であって、蓋板 (B) の縁部より外方へカバー突片 (20) を突設し、折り返したカバー突片 (20) を蓋板 (B) のストロー孔穿孔予定部位を被覆して蓋板 (B) 上に離脱可能に固着したことを特徴とする飲料容器。

【請求項 2】

蓋板 (B) 全体をストロー (D) による押圧穿孔が可能に構成するとともに、蓋板 (B) のストロー穿孔予定部位に目印 (21) を設けた請求項 1 記載の飲料容器。

10

【請求項 3】

ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 (B) に設けたスリット (22) である請求項 1 記載の飲料容器。

【請求項 4】

ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 (B) に穿設したストロー孔 (23) 裏面を、ストロー (D) による押圧破断が可能な薄肉層 (24) で被覆して構成した請求項 1 記載の飲料容器。

【請求項 5】

容器本体 (A) 周面にストロー (D) を収納したストロー収納袋 (C) を離脱可能に固

20

着した請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の飲料容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は飲料容器に関する。

【背景技術】

【0002】

飲料容器として、例えば、ストローを付設したもの（例えば、特許文献 1 参照）、或いはキャップに飲用のための飲み口を設けたもの（例えば、特許文献 2 参照）等種々の形態のものが提案されている。

10

【0003】

上記特許文献 1 のストロー付き容器は、胴部より肩部を介して口頸部を起立したボトルタイプの容器本体と、該容器本体の口頸部の外周に周壁を嵌合させて着脱自在に取り付けられる蓋を有し、前記容器本体の外側面に、弾性を有し、かつ、2 段以上に伸縮する多弾伸縮ストローが取り外し可能に付着している。

【0004】

また、特許文献 2 に記載されているのは飲料カップに被せる飲料カップ用蓋に関し、この蓋は、天面板部の周囲に沿って、所定幅の頂面を有する隆起部 A と、該隆起部 A より高く且つ半月状頂面を有する隆起部 B とを連結し、隆起部 A と隆起部 B の外側の下端に飲料カップの開口部に係合するための取付部を設けてなり、隆起部 B の半月状頂面に所定形状の凹部が設けられ、凹部の底面に飲み口孔が設けられている。

20

【特許文献 1】特開 2001 - 278277 号公報

【特許文献 2】特開 2008 - 247397 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献 1 の容器は蓋が着脱自在であるため内容物を途中まで使用して保管しておくことができる利点を備えている一般的なボトル容器であるが、容器本体及び蓋体ともにブロー成形或いは射出成形等を採用しなければならないという製造上の煩雑さがあり、使い捨ての簡易容器としては比較的高価となる。

30

【0006】

特許文献 2 の飲料カップ用蓋は、上端を開口したカップ状の容器体に装着したり、或いは頂面に蓋板を固着したカップ状の容器体に装着して使用するが、前者の場合には、容器体とカップ用蓋との嵌着部及び飲み口孔の液密性を得るための煩雑な構成が必要となり、また、後者の場合には、飲用時にいちいちカップ用蓋を外して使用しなければならないという使用上の不便さがある。また、この様な飲料カップ用蓋は、スタック適合性や埃よけ、或いは外観のポリウム感を高めることができるという利点を備えているものの、反面、実際に飲む時には必要ない場合が多く、あくまでもカバー的要素の高いものである。近年の環境配慮を重視し省資源化が望まれている社会の流れから容器もパッケージも余分なものは極力削減することが求められている。

40

【0007】

本発明は省資源化としてカバー削減を目的とし、埃よけなどに対応可能な代替案として提案するもので、不要な部材を極力排除して機能性を重視し、また、内容物の飲用に当たっての清潔性の維持、取り扱いの簡便さを備えた飲料容器を提案する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

第 1 の手段として、以下の通り構成した。即ち、カップ状の容器本体 A と、容器本体 A の頂面に周縁部を固着して容器本体 A の上端開口を閉塞するとともに、少なくとも一部分をストロー D による押圧穿孔が可能に構成した平板状の蓋板 B とを備えた飲料容器であって、蓋板 B の縁部より外方へカバー突片 20 を突設し、折り返したカバー突片 20 を蓋板 B の

50

ストロー孔穿孔予定部位を被覆して蓋板 B 上に離脱可能に固着したことを特徴とする飲料容器として構成した。

【 0 0 0 9 】

第 2 の手段として、以下の通り構成した。即ち、前記第 1 の手段に於いて、蓋板 B 全体をストロー D による押圧穿孔が可能に構成するとともに、蓋板 B のストロー穿孔予定部位に目印 21 を設けた飲料容器として構成した。

【 0 0 1 0 】

第 3 の手段として、以下の通り構成した。即ち、前記第 1 の手段に於いて、ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 B に設けたスリット 22 である飲料容器として構成した。

【 0 0 1 1 】

第 4 の手段として、以下の通り構成した。即ち、前記第 1 の手段に於いて、ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 B に穿設したストロー孔 23 裏面を、ストロー D による押圧破断が可能な薄肉層 24 で被覆して構成した飲料容器として構成した。

【 0 0 1 2 】

第 5 の手段として、以下の通り構成した。即ち、前記第 1 の手段乃至第 4 の手段のいずれかの手段に於いて、容器本体 A 周面にストロー D を収納したストロー収納袋 C を離脱可能に固着した飲料容器として構成した。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 3 】

本発明の飲料容器は、蓋板 B の縁部より外方へカバー突片 20 を突設し、折り返したカバー突片 20 を蓋板 B のストロー孔穿孔予定部位を被覆して蓋板 B 上に離脱可能に固着しているため、ストロー孔 23 を穿孔する部分に埃等が付着することなく衛生的であり、しかも、飲料カップ用蓋の如く複雑な形状の部材を必要とせず、容器本体及び蓋板はシート成形により形成できるため、製造の煩雑化を排除でき、低コストでの製造が容易で使い捨て容器には極めて好適である。

【 0 0 1 4 】

蓋板 B 全体をストロー D による押圧穿孔が可能に構成するとともに、蓋板 B のストロー穿孔予定部位に目印 21 を設けた場合は、使用時にストロー D により蓋板 B にストロー孔 23 を穿孔する際により分かり易く、せっかく清潔なストロー孔穿孔予定部位を選択せずに誤ってそれ以外を穿孔してしまうという不都合を確実に防止できる。

【 0 0 1 5 】

ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 B に設けたスリット 22 である場合には、ストロー D による穿孔がより容易となり、ストロー D を鋭利に形成しなくても簡単に穿孔できる利点がある。また、目印がなくともストロー孔穿孔予定部位が容易に特定できる利点もある。

【 0 0 1 6 】

ストロー孔穿孔予定部位が、蓋板 B に穿設したストロー孔 23 を、ストローによる押圧破断が可能な薄肉層 24 で被覆して構成した場合には、同様に目印がなくともストロー孔穿孔予定部位が容易に特定できる利点があり、ストロー孔 23 を薄肉層 24 の破断前のストロー D の案内孔としても使用でき、穿孔がより行いやすいという利点もある。

【 0 0 1 7 】

また、容器本体 A 周面にストロー D を収納したストロー収納袋 C を離脱可能に固着した場合には、ストロー D の紛失の虞がなく、使用時に即座にストロー D を使用することができる。

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 8 】

以下、本発明の実施例の形態を図面を参照して説明する。

【 0 0 1 9 】

図 1 は飲料容器の一例を示し、飲料容器 1 は、容器本体 A と、蓋板 B と、ストロー収納袋 C と、ストロー D とを備えている。

【 0 0 2 0 】

10

20

30

40

50

容器本体 A は、底壁10の周縁部より周壁11を起立し、周壁11の上端縁より外方へフランジ12を延設したカップ状をなし、合成樹脂により形成されている。

【 0 0 2 1 】

蓋板 B は、容器本体 A 内に収容物を充填した後、その周縁部を容器本体 A の頂面であるフランジ12上面に固着して、容器本体 A 上端開口を閉塞している。また、縁部の一部から外方へカバー突片20を突設し、折り返したカバー突片20を蓋板 B のストロー孔穿孔予定位置を被覆して蓋板 B 上に離脱可能に固着している。蓋板 B の容器本体 A への固着手段、或いはカバー突片20の蓋板上への固着手段としては、溶着等の適宜固着手段を採用できる。特に、カバー突片20の固着は剥離が容易な様に周縁部をスポット溶着の固着手段を採用すると好ましい。また、カバー突片20の形状は特に限定されず、図示例の如き三角形状であつてもその他の円形、多角形、不定形であつても良いが、少なくとも折り返した際にストロー孔穿孔予定部位を被覆する大きさを必要とする。また、折り曲げ部位にヒンジを設けることも当然可能である。

10

【 0 0 2 2 】

蓋板 B は、紙、合成樹脂等の材質でできたフィルム或いはシートの単独或いは積層体が採用でき、これに必要ながあれば金属薄膜層を積層したものが使用できる。但し、合成樹脂製のストロー D による押圧破断が可能な強度を備えたものを使用する。これらの強度は例えば材質の選択或いは厚みの選択或いはこれらの複合等により採用できる。尚、容器本体 A 及び蓋板 B はシート成形により形成することができる。但し、成形方法はこれに限られるものではない。

20

【 0 0 2 3 】

また、本例では、図 2 に示す如く、ストロー孔穿孔予定部位に印刷により塗布した円形の目印21を設けている。ストロー孔穿孔予定部位はカバー突片20の存在でその位置は特定可能であるが、目印21を設けることでより明確になり穿孔がより容易となる。尚、目印21はこの場合のストロー D と略同外径の囲み線形態に限らず、ストロー D と同形部分の印刷で施したべた塗りでも良く、或いはストロー孔穿孔予定部位を中心としてそれより径の大きい部分を囲む囲み線や、べた塗りを施してもよい。

【 0 0 2 4 】

ストロー収容袋 C は合成樹脂製で、内部にストロー D を収容して容器本体 A 周面に離脱可能に固着している。ストロー収容袋 C の容器本体 A への固着は接着、融着等の適宜固着手段を採用できるが、取り外しを考慮してあまり強力な固着は避けると良い。この場合には、ストロー収容袋 C の縁部に於いてのスポット融着が施されているが当然これに限られたものではない。

30

【 0 0 2 5 】

ストローは、容器本体 A の丈より短く、ストロー収容袋 C 内に収納可能な大きさのものを使用し、使用に当たって、延ばすことが可能である公知構成のものが使用できる。また、ストロー孔23の穿孔に当たり先端を斜めにカットしている。尚、ストロー収容袋 C 内に収容したストロー D を容器本体 A に離脱可能に固着する場合に限らず、別にストロー D を用意する形態であつても良い。

【 0 0 2 6 】

上記の如く構成した飲料容器を使用する場合には、例えば、図 1 の状態からストロー収容袋 C を取り外す。ストロー収容袋 C はスポット溶着で固着されているため容易に取り外すことができる。次いでストロー収容袋 C からストロー D を取り出し、引き延ばした後、先端の鋭利部分を目印21部分に当接し、押圧破断して貫通させ、内容物を吸引することができる。

40

【 0 0 2 7 】

尚、蓋板 B のストロー孔穿孔予定部位として、蓋板 B をストロー D による押圧穿孔が可能に構成して、その一部を特定した場合に限らず、図 3 に示す如く、蓋板 B に設けたスリット22をストロー孔穿孔予定部位として構成しても良い。この場合にはスリット22部分以外の蓋板 B がストロー D による押圧穿孔ができなくても良いが、蓋板 B を比較的弾力性の

50

ある材質を選択すると好ましい。この場合のその他の構成は図1の例と同様である。また、スリット22の形態は図示例の如き十字形のものに限らず、複数の放射線状のスリットが好ましく採用できる。

【0028】

更に、蓋板Bのストロー孔穿孔部位として、図4に示す如く、蓋板Bに穿設したストロー孔23の裏面を、ストローDにより押圧破断が可能な薄肉層24により被覆して構成しても良い。この場合の薄肉層24としては、紙、合成樹脂のフィルム等を採用できる、薄肉層24の蓋板Bへの固着は、接着、融着等により行える。この場合もストロー孔23部分以外の蓋板BがストローDによる押圧穿孔ができなく（例えば肉厚に）構成されていても良い。その他の構成は図1の例と同様である。

10

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】飲料容器の斜視図である。（実施例1）

【図2】飲料容器の平面図である。（実施例1）

【図3】飲料容器の平面図である。（実施例2）

【図4】飲料容器の一部拡大断面図である。（実施例3）

【符号の説明】

【0030】

1 ... 飲料容器

A ... 容器本体

10...底壁，11...周壁，12...フランジ

B ... 蓋板

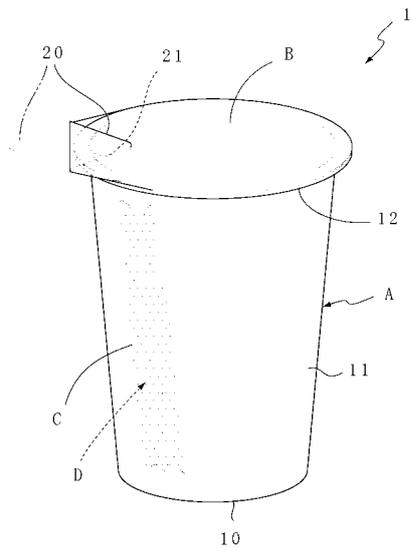
20...カバー突片，21...目印，22...スリット，23...ストロー孔，24...薄肉層

C ... ストロー収容袋

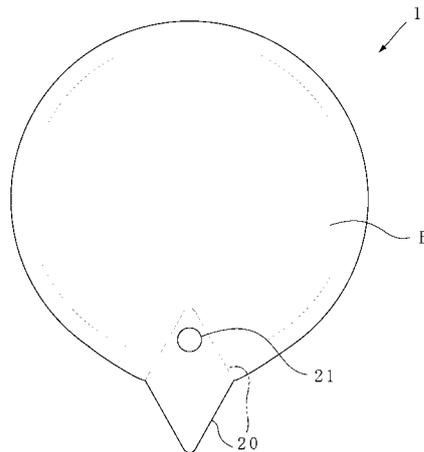
D ... ストロー

20

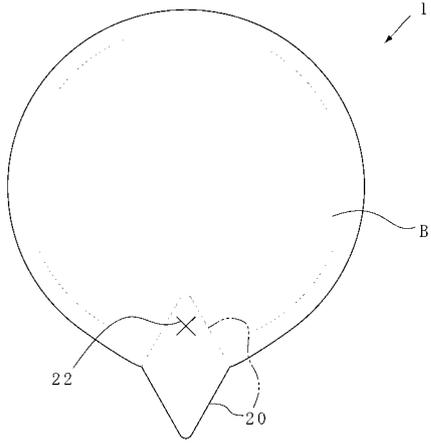
【図1】



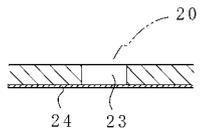
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2004-275596(JP,A)
特開平09-175553(JP,A)
実開昭61-097118(JP,U)
特開平06-345137(JP,A)
特開2007-331825(JP,A)
実開昭55-016277(JP,U)
特開2001-315828(JP,A)
特開2002-120857(JP,A)
実開平07-028866(JP,U)
米国特許第5188283(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 47/06
B65D 53/04
B65D 77/20
B65D 77/28